

葛飾区制限付一般競争入札実施要綱

平成 20 年 3 月 26 日

19 葛総契第 266 号区長決裁

改正 平成 21 年 5 月 19 日 21 葛総契第 88 号
平成 21 年 6 月 4 日 21 葛総契第 127 号
平成 21 年 8 月 18 日 21 葛総契第 254 号
平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 556 号
平成 27 年 3 月 20 日 26 葛総契第 841 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5、第 167 条の 5 の 2 及び第 167 条の 6 の規定に基づき、葛飾区が発注する工事において、制限付一般競争入札を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 制限付一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が 4,000 万円以上のものとする。

(公告)

第 3 条 制限付一般競争入札の公告については、葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号。以下「規則」という。）第 9 条及び第 10 条に定めるものとする。

(入札参加資格)

第 4 条 制限付一般競争入札に参加することができるものは、規則第 6 条に定める資格を有するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、葛飾区に建設工事等競争入札参加資格があり、対象工事の業種に登録があること。
- (2) 葛飾区と契約を締結しようとする本店又は営業所の所在地が、東京都内にあること。
- (3) 政令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 399 号区長決裁）に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。
- (5) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24 葛

総契第 539 号区長決裁) に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 公告日前 2 年間に銀行取引停止等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 葛飾区の工事成績評定点のうち、最直近のものが 60 点未満でないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、入札案件ごとに必要な資格は公告で定める。

(入札参加申請)

第 5 条 制限付一般競争入札に参加しようとするものは、申請受付期間内に次の各号に掲げる書類を契約担当者あてに提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) その他公告により定める書類

(入札参加資格の審査)

第 6 条 入札参加資格審査の結果については、制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書の送付により通知する。審査の結果、必要な資格を満たしていないものは、入札に参加できない。

(入札の成立条件等)

第 7 条 入札参加者が 4 者に満たない場合は、当該入札を中止することができ、この場合においては、当該入札参加申込者に、その旨を通知することとし、指名競争入札を行うこととする。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 5 月 19 日 21 葛総契第 88 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 21 年 6 月 4 日 21 葛総契第 127 号)

この要綱は、平成 21 年 6 月 9 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 8 月 18 日 21 葛総契第 254 号)

この要綱は、平成 21 年 8 月 19 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 556 号)

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 20 日 26 葛総契第 841 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。